

令和5年度漁業者等緊急保証対策事業のご案内

<目的>

東日本大震災により、多数の漁船等が流失・破損していることから、漁業者が元の生活に復帰するためには、協業化も含め、代替の漁船等を購入し漁業活動を再開することが不可欠です。このため、漁船建造資金、運転資金、借換資金及び漁協の復旧・復興資金のほか、原発事故の影響を受ける漁業者等の皆様のつなぎ資金等に対しての緊急的な融資保証支援を行います。

(漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資が対象です)

<主な内容>

漁業を営まれている皆様や漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証を行います。

①対象者：東日本大震災により被害を受けられた漁業を営まれている方、水産加工業を営まれている方、漁協等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域のうち岩手県、宮城県、福島県又は茨城県の区域で事業活動を行っている者であって、原発事故による災害を受けている者に限ります。）

なお、被災したことを証明する資料（罹災証明書等）が必要です

②対象資金：すべての事業資金

③担保及び保証人：新たな徴求は行いません

④保証の限度額：ございません

⑤保証引受期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

⑥保証期間：23年以内

⑦利用者出資：漁業信用基金協会へ既に会員出資をされている方（漁協の組合員を含む）は、出資金の負担はありません

⑧保証料：漁業信用基金協会が本事業により引き受けた保証についての保証料は必要ありません（無料）

※ 審査の結果、ご希望に添いかねる場合もあります。

○詳細については、以下の機関にご相談ください。

●お近くの信漁連等の民間金融機関

(<http://www.jfmbk.jp/ib/japan-map.htm>)

●お近くの漁業信用基金協会

(https://jaffic.go.jp/guide/gyo/kyoukai_list.html)

●水産庁の担当部局 水産経営課（03-6744-2346）